

24. 国外の取引等に係る適正な課税を確保するための方策及び国外財産調書の加重措置の特例の創設

1. 改正のポイント

(1) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合における加算税の加重措置等の特例の創設

①趣旨・背景

国外財産について、納税者による適正な情報開示を促す観点から、国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等について見直しが行われる。

②内容

納税者が、税務当局が指定する日までに、国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示・提出をしなかった場合には、国外財産調書の提出がない場合等の加算税の加重措置における加算割合が加重される。

③適用時期

2020年(令和2年)分以後の所得税又は2020年(令和2年)4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用される。

(2) 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

①趣旨・背景

税務当局の国外取引等にかかる執行上の制約を是正するため、更正・決定の除斥期間について見直しが行われる。

②内容

納税者が、税務調査において、国外取引等に関する書類を税務当局が指定する日までに提示・提出せず、税務当局が租税条約等の相手国等に対して情報提供要請を行った場合には、税務署長は、その要請の日から3年間は更正決定等を行うことが可能とされる。

③適用時期

2020年(令和2年)4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

2. 改正の趣旨・背景

国外財産に対する適正な課税確保の観点から、納税者が国外財産調書に関して必要な資料を提示等しなかった場合の加重措置等の特例が創設される。

また、納税者が国外取引等に関して必要な資料を提示等しなかった場合には、税務当局が外国当局に対して情報提供を要請することとなるが、相手国等の事情により回答に時間を要する場合もある。改正前は、法定申告期限等から一定の期間（※）が経過すると、申告漏れ等が確認された場合においても、税務当局が更正・決定をすることができなかったが、当該改正により、外国当局に対して情報交換の要請等が行われた場合、その要請から3年間は更正・決定が可能とされる。

※ 一般的に5年、偽りその他不正の場合は7年等。このほか、後発的事由による特例あり。

3. 改正の内容

(1) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の加算税の加重措置等の特例(強化)の創設

国税庁等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類(注1)の提示又は提出を求められた場合において、当該職員が指定する日(注2)までにその提示又は提出をしなかったとき(納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く)は、国外財産調書の提出がない場合等の加算税の軽減措置及び加重措置については、以下のとおりとされる。

(注1) 国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用、又は処分に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得できると認められるもの(電磁的記録又は写しを含む)

(注2) その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内において、その準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日

① その国外財産に係る加算税の軽減措置は適用しない。

② その国外財産に係る加算税の加重措置については、その加算する割合を10%(適用前加算割合:5%)(※)とする。

※ 相続国外財産・相続財産について、納税者の責めに帰すべき理由がなく国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合は5%(適用前加算割合:なし)

(過少申告加算税の割合のイメージ)

	現行制度	見直し案
通常	10% ^{*1}	同左
調書に記載あり	5% (5%軽減)	同左
関連資料の 不提示・不提出	同上	10% (軽減不適用)
調書の 不提出・記載不備	15% (5%加算)	同左
関連資料の 不提示・不提出	同上	20% (10%加算)

*1 期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超える分は15%

(出典)財務省「参考資料」

(2) 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、更正決定等を行うことが可能となる。

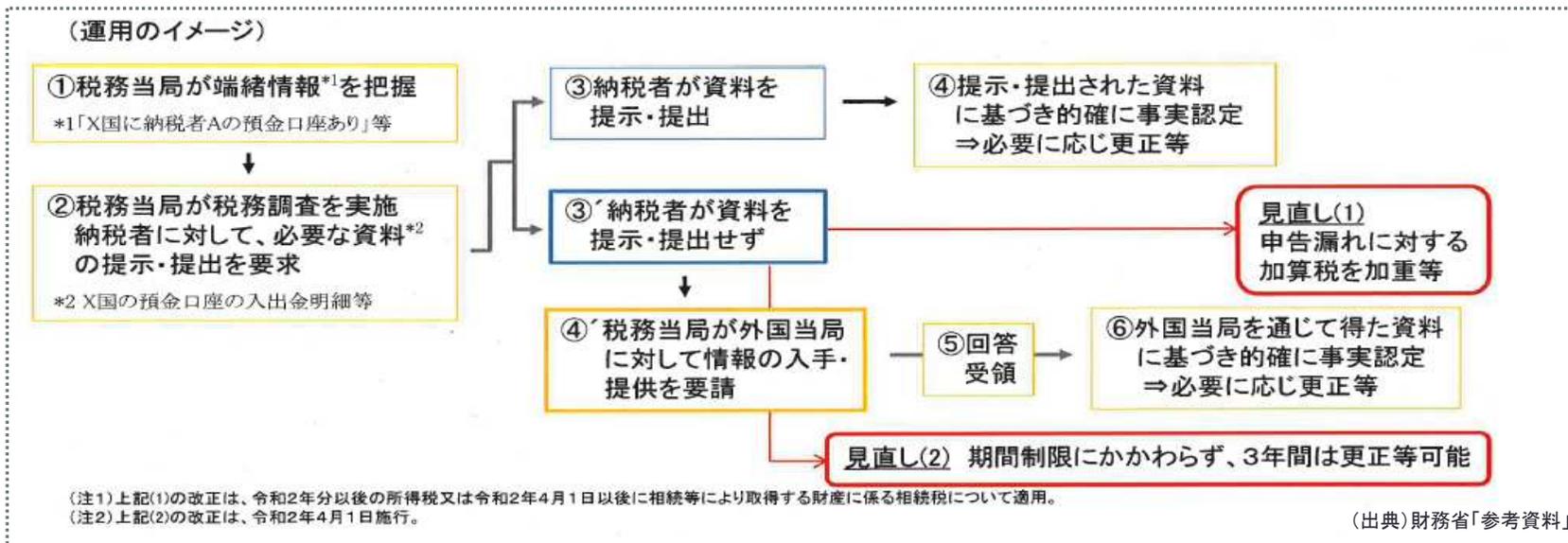
- ① 国税庁等の職員が、納税者に対し、国外取引(注1)又は国外財産に関する書類(電磁的記録又は写しを含む)の提示又は提出を求めた場合において、当該職員が指定する日(注2)までに、納税者がその提示又は提出をしなかったこと(納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く)。

(注1) 非居住者又は外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引(非居住者又は外国法人が提供する場を利用して行われる取引を含む。)

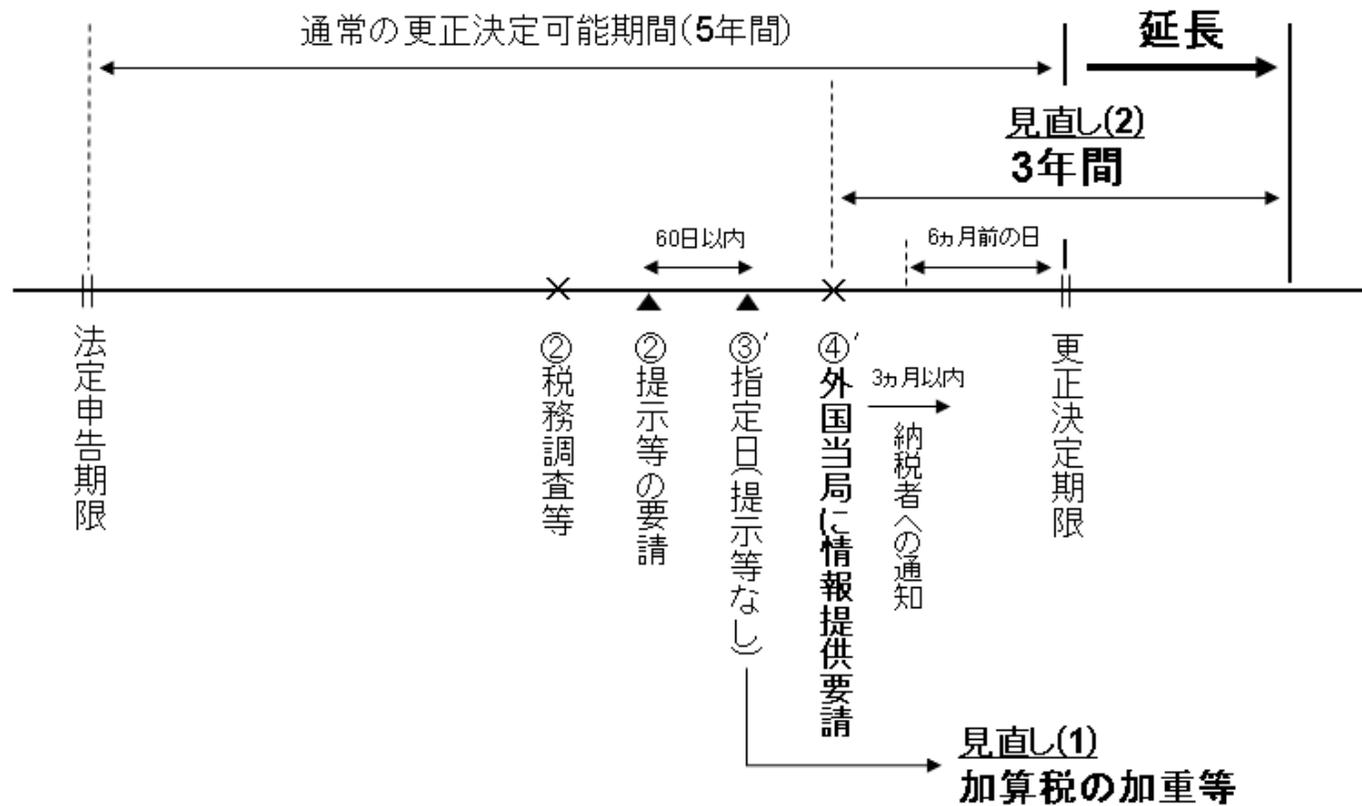
(注2) その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内において、その準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日

- ② 国税庁長官(その委任を受けた者を含む)が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に、上記①の国外取引又は国外財産に関する情報要請をした場合(注3)において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。

(注3) その情報提供要請が更正決定等を行うことができないこととなる日の6月前の日以後にされた場合を除くものとし、その情報提供要請をした旨の納税者への通知が、情報提供要請をした日から3月以内にされた場合に限る。



(国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直しイメージ)



※番号は24-3図表に対応

(3) 実務のポイント

上記改正に併せて、国外取引等の課税に係る更正決定等により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備が行われる予定である。